

令和 7 年度定時評議員会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所 令和 7 年 5 月 19 日（月）
午後 2 時 00 分～午後 3 時 24 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
（公財）調布ゆうあい福祉公社
- 2 評議員総数及び定足数 総数 8 名，定足数 5 名
- 3 出席評議員数 7 名
- 4 審議事項
議案第 1 号 令和 6 年度事業報告について
議案第 2 号 令和 6 年度収支決算について

5 議事の経過及びその結果

(1) 議長の選出

定款第 18 条第 3 項の規定により，令和 7 度の議長を選出し，満場一致で決定した。

(2) 会議成立の報告

議長が定足数の充足を確認し，会議が有効であるとの報告があった。

(3) 議事録署名人の選任

定款に基づき，出席した評議員の中から選任することを説明し，議事の審議に移った。

(4) 審議事項

ア 議案第 1 号 令和 6 年度事業報告について

事務局より次のように説明があった。

「概要版資料でご説明する。」

「1 会社の現状」

「令和 6 年度は，第 3 次中期計画の初年度として，「市民相互の助け合いとあたたかい地域づくり」という公社の理念に基づき，①地域共生社会の実現，孤立・孤独防止，②ケアラー支援，③認知症支援，④フレイル・介護予防支援の 4 項目を重点に据え，事業運営に取り組んだ。

公社の中核である住民参加型事業においては，協力会員の高齢化や新たな人員の確保について，長年の課題となっており，安定した事業運営を行っていくための体制整備やサービスの見直しについて検討を進めていく必要がある。そのような中ではあるが，令和 6 年度は協力会員数が前年度より約 30 人増加し，総数は約 250 人となった。

また，大学生をはじめとした若者の参加について，近隣の大学に地域活動への参加を働きかけ，学生ボランティアの登録が，令和 6 年度は 14 人となり，食事の配達や高齢者等への生活支援で活躍されている。

デイサービス事業においては，令和 6 年度から国領高齢者在宅サービスセンター事業を再編し，認知症対応型通所介護と総合事業通所型サービス（市基準）の 2 事業に集約した。また，認知症デイサービスぷちぽあんが委託化となるなど，公社にとって大きな事業再編となった。いずれも，関係機関との連携のもと，特段の混乱もなく，円滑に移行することができた。

自主事業においては、収支均衡が懸念されたが、居宅介護支援事業の業績改善が見られ、直近では収支も安定してきている。収支の安定には、加算の維持とケアマネジメント件数の達成が不可欠である。現状を維持できれば、令和7年度以降も収支均衡が見込める状況となっている。」

「2 令和6年度の振り返り」

「(1) 法人運営」

「令和6年度は、年度を通して事務事業は円滑に進展し、各事業の目標値については、コロナ禍以前の水準を上回る実績も見られている。

年度を振り返ると、令和5年度末から令和6年度当初にかけて、職員の退職により欠員が生じ、厳しい事業運営を強いられた。これらについては、体制などを工夫しながら事業運営に努めている。

住民参加型事業においては、とりわけ食事サービス事業について、手づくりの食事をお届けする地域に根差したサービスとして、多くの方にご利用いただくとともに、食事サービスの待機者の方も多くいる状況である。また、調理と配達を担う協力会員が、年中無休で昼・夜の一日2回、心を込めてお食事を届けている。市民の方々が活動にかかわることは、単なる支援にとどまらず、地域の中で役割を持ち、つながりを感じる機会ともなっており、生きがいや社会参加にもつながっている。

現在、協力会員の高齢化、また、新たな担い手の確保という課題もあるが、それでも地域に貢献したいという思いで、多くの方がこの活動を支えてくださっている。公社では、協力会員の皆様と定期的な意見交換を通じて、無理なく活動を継続できる仕組みづくりや、活動しやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

今後においては、物価上昇を踏まえたサービス価格の見直しや、サービス提供体制などの課題に対して、令和7年度中に方向性や方針をまとめ、一定の見直しを図りたいと考えており、持続可能な運営に向けた検討を引き続き進めていく。

デイサービス事業においては、令和6年度、公社では、フレイル・介護予防支援や認知症支援を、より一層強化していくため事業再編を行った。

国領高齢者在宅サービスセンター事業においては、再編当初は、認知症デイサービス、総合事業（市基準）ともに、利用者数の目標を下回る状況が続いたが、後半期には、市内の地域包括支援センター等に働きかけるなど、積極的な営業活動を行った結果、稼働率・利用者数ともに改善が見られた。

認知症デイサービスぷちぼあんにおいては、委託化に併せて稼働日を増やし、サービスの充実を図った。本事業についても、前半期は苦戦したが、後半期には稼働率が7割を超える月もあり、着実な改善が見られた。令和7年度は、こうした状況を踏まえ、より積極的な広報・営業活動に取り組むとともに、利用者ニーズに即したプログラムの工夫・改善を行い、事業目標の達成を目指していく。

自主事業については、全体として安定した実績を上げることができた。

居宅介護支援事業においては、年度の前半期に管理者の交代があり、一時的に体制が不安定となったが、担当職員の尽力により、目標としていたケアマネジメント件数を達成するなど、収支の改善が見られた。

訪問介護事業においては、令和6年度も引き続き「特定事業所加算」を維持し、さらに

最上位区分である「処遇改善加算Ⅰ」を新たに取得したことで、介護職員等の処遇改善を一層進めることができた。加えて、職務限定職員を1名増員し、職員体制の強化を図ったほか、職員が喀痰吸引等の研修を受講し、医療ニーズへの対応強化にも取り組んだ。収支に関しても、利用件数の目標を達成し、事業収支はプラスとなっている。

自主2事業（居宅介護支援事業・訪問介護事業）の総体では、プラス収支の結果で終わることができた。

公社全体としては、職員体制や人員確保において、通年を通して職員等の欠員が発生し、その補充に苦慮する場面が続いたが、積極的な採用活動を展開した結果、令和7年度に向けては、概ね人員の充足が見込める状況となっている。しかしながら、訪問介護や通所介護を担う相談員や介護職の確保については、依然として厳しい状況が続いており、これらの事業を安定的に維持・継続していくためにも、人材の確保は引き続き喫緊かつ重要な課題であると認識している。

今後も、採用手法の多様化や職場環境の整備、職員の定着支援などに取り組みながら、魅力ある職場づくりを進めていく。」

「(2) 事業運営」

「ア 地域共生社会の実現、孤立・孤独防止」

「令和6年度は、それぞれの係で、「あたたかい地域づくり」を目指して事業に取り組んだ。

住民参加推進係では、地域包括支援センターゆうあいと協働し、食事サービス事業者連絡会で、「見守り」をテーマに学習会を行った。また、市民向け講座のゆうあい福祉セミナーでは、地域における孤立・孤独の課題の一つとして、「発達しょうがい」を取り上げ、啓発に努めている。

地域包括支援センター係では、地域で孤立・孤独化する方々を少しでも減らすため、地域の介護保険サービス事業所や金融機関を中心に、「見守り」に関する連携や協働をテーマに出前講座を行った。」

「イ ケアラー支援」

「令和6年度は、ケアラーに対する認知度と関心の高まりを実感した年度であった。例えばケアラーサポーター養成講座では、令和5年度は6人であった修了者が、令和6年度は15人に増えた。ケアラー相談についても、令和5年度の15件から21件に増えた。また、相談には至らないものの、問い合わせや情報提供も増えている。ヤングケアラー・コーディネーターについては、コーディネーターが、学校、医療機関、民生児童委員、地区協議会などに出向き、幅広く普及啓発に努めている。また、介護支援専門員調布連絡協議会や地域ケア会議、ケアマネットなど高齢分野の会議に参加する機会もあり、領域や分野を超えたつながりも徐々に増えつつある。

デイサービス係では、家族会の開催を通して、ケアを行うご家族の悩みや思いを共有し、孤立・孤独防止に努めている。」

「ウ 認知症支援」

「令和6年度は、主に令和5年度末に立ち上がったチームオレンジのサポートに努めた。令和6年度は新たな団体の立ち上げはなかったが、令和7年度に立ち上げを目指す団体の支援を行っている。また、担当職員が、「認知症世界の歩き方」の公認ファシリテーター

ターの資格を取得し、地域住民や主任ケアマネジャー等に向けて、認知症支援について普及啓発を行った。」

「エ フレイル・介護予防支援」

「令和 5 年度末に理学療法士が退職した影響もあり、国領高齢者在宅サービスセンター事業においては、予定していた事業展開に遅れが生じた。後半期には人員体制の見直しもついていたことから、今後において、プログラム内容の充実に取り組んでいく。

総合事業通所型サービス（市基準）については、原則としてご自身でゆうあいまでお越しいただくことが前提となっており、ゆうあいから距離のある地域にお住まいの方々については、利用につながりにくいという課題がある。このような状況から、バスストップ形式による送迎サービスを開始した。引き続き、地域のニーズを丁寧に把握しながら、プログラム内容のさらなる充実を図り、よりよいサービス運営に努めていく。

このほか、令和 6 年度福祉講演会において本テーマを取り上げ、市民の皆様幅広く普及啓発を図っている。

なお、添付している事業報告を後ほどご確認願いたい。」

評議員より、「包括の部分で、協力会員が増加をしたということで、非常によい傾向が出ていると思う。当該内容を含めて、総じて令和 6 年度の事業に関しては、プラス要因も多く見られたので、評価できる。

32 ページに、健全な公社運営という流れの中で、目標を掲げた内容と実績というのがあり、所定外労働時間が、年間でトータル 5,500 時間が見立てだったところ、実績としては 4,900 余時間ということで、500 時間ほどマイナスが図れている。これは、働き方改革上も大変望ましいことだと思う。3,000 円平均としても 150 万円ぐらい削減になっているという状況で、令和 7 年度以降もこれが継続するとよい。特に、目標値と実績との差分で、何か工夫をして、こういう実績につながったというのがあるか」との質問があり、事務局より、「目標値 5,500 時間に対して 4,985 時間ということで、若干小さい数字であるが、明確にこれをしたから時間外が減ったという根拠めいたものは、あまり自覚がない。ただ、職員の意識改革で、時間外というものの捉え方と、仕事をする上できちんと意識をするという働きかけを常日頃からしている。あと、会議のあり方を少し見直し、全体でやっている運営会議、職員会議は、日々の申し送り事項が多いので、もうテキストベースで、オンラインで共有し、必要な事項は皆で集まることにし、運営会議や職員会議のあり方の見直しは実際進めている」との答弁があった。

評議員より、「年次有給休暇の取得率に関しては 75%の目標を少し下回ったところも見受けられる。働き方の改善という点で、この取得率も次年度以降は上がるようにぜひ目指してほしい」との意見があった。

評議員より、「住民参加型事業の食事サービス事業で、待機者に対するの対応策を何かとられているのか。それから、入間町のぶちぼあんが、土曜日を開設することになり、稼働日を充実することはよいことだ。「着実な改善」と書いてあるが、どのような工夫をされているのか。また、訪問介護事業の中で、喀痰吸引等の事業者登録をされて、実際に令和 6 年度中に、何世帯か実施したのか」との質問があり、事務局より、「食事サービスの待機者についての対策としては、どうしても厨房でつくれる食数の上限があり、配達に関しても、エリアごとに、多いときだと車 6 台体制で配達をしており、それぞれの

号車での配達の上限数があり、大体1時間半ほどで終わるようにしている。調理と配達、両方にハードルがあるという状況である。お辞めにならないとなかなか新規で入れないので、1年ぐらい待っているご利用者の方もおられる。我々としても、ご迷惑をおかけして申し訳ないと感じているところである。

具体的な対策としては、優先順位で、いわゆる順番が前後してしまうことがないようにし、あと、その方のお食事の緊急性、必要性を判断し、ポイントでランクづけをし、きちんとご利用につながる形で、ワーカーと食事担当で連携を図り、なるべく早くご利用いただけるように工夫はしているところである。

ぷちぽあんについては、一日多く実施するということは、その日に配置する人間が多く必要になってくる。もともとはほかのほうにいた2人の職員をぷちぽあんのほうに配置をし、利用者の状態像が全く違ったりするので、今までやっていた月曜日から金曜日の間に覚えながら、土曜日を、少しずつ利用者さんを増やす。今、土曜日は7、8人ぐらいの利用がある。そういった期間を設けながら、後半に向けて増やしてきたという感じである。

喀痰吸引の件は、喀痰吸引自体は医療行為とされており、介護職はできない中で、研修を受けて、実際にできるようになるのだが、訪問介護で喀痰吸引の認可を取るところでいくと、実は施設等だと不特定多数の方が実施ができるが、訪問介護はその対象になる方においてでないを実施することができないので、その対象になる方が現れたときに、実際にその方のお宅に看護師と一緒に行って、教わり、ようやく実施ができる。令和6年度の実績としては、対象の方は2名であった。そういった形ですごく時間がかかる中で、1名の方は入所されて、実施することができなかった。もう1名の方は実施するところまで至ったが、その方も、2週間ぐらいでお亡くなりになられた。

喀痰吸引は、一日中何回も必要になってくる。特に食事の後に必要になる。これまで訪問介護のヘルパーが行って、その後に訪問看護が来てというのを繰り返していた。訪問看護も一日に何回も、喀痰吸引のためだけに移動をして、介護給付上も負担があるというところをヘルパーで担えるようになったというのは、非常に大きかったのではないかと。期間としては短くなるが、少しでも在宅で生活していただけるような方法がないかということで、喀痰吸引の研修、事業者登録という形になった」との答弁があった。

評議員より、「食事サービスを待機している間、例えば民間の事業者のお弁当を利用されるとか、そういうことも現実にはあるのか」との質問があり、事務局より、「個々の状況にもよる。ゆうあい福祉のほうでも、長くお待たせして、当然、それまでどうするのだという状況もあるので、民間の配食とか、市の公的配食とか、社会資源としてサービスの情報提供等はしっかりとさせていただいている」との答弁があった。

評議員より、「令和6年度の事業報告については、地方自治法に基づいて市議会に報告する。まさにちょうど6月に開会される市議会への報告ということで準備していると思うが、市にも、ゆうあい福祉公社に期待される声が寄せられているし、公社にも届いていると思う。この議会への報告は、単に報告ということではなく、これまで公社が培ってきたノウハウと経験、あるいは市全域の高齢者福祉を牽引するような役割をPRする場として捉えている。

そんな中で、今日ご説明いただいた事業報告は、本当に工夫しながら、サービスの改善、

充実につながってきている取組も多くあると思っている。協力会員の人員確保の取組についても、若年層の協力会員を増やしてきた。これは相互友好協力協定締結大学への働きかけも奏功していると思う。こうした人員確保についても、本当に厳しい中でも改善しながら取り組んできているので、単に報告ということではなくて、様々な高齢者福祉を牽引するような役割としての PR をもっとできるように、そういった視点でも取り組んでほしい。

それ以外にも、様々な工夫や改善をされ、ぷちぼあんの事業再編なども、制度開設以降、大きな再編だったと思っている。これからも事業の見直し、改善に取り組む中で、よりよいサービスにつなげていただきたい」との意見があった。

評議員より、「先日、包括のゆうあいさんの地域ケア会議があり、地域の高齢者の方の交通手段の話し合いをした。今回たまたまバスストップのことが出ているが、そのとき多くの方の意見を聞くと、交通手段として巡回サービスや乗合サービスがこれから有効ではないかという声が出ていたが、残念ながら、ここでは1件であった。この先の拡充に向けた検討というのはどういうことが考えられるか」との質問があり、事務局より、「通常デイサービスというのは利用者さんのご自宅まで行くのだが、利用される方の状態像としては、もう少し歩ける方だったりするので、バスストップ方式と言われる送迎方法で、バス停で乗り降りする場所を決めて、そこに来てもらい、こちらにお連れするという形でやっている。

車椅子車両やストレッチャー車両を用いて送迎サービスを公社が主体でやっていた時代があったのだが、法改正で、道路運送法の申請とか許可を取らないといけない。いわゆる有償の事業であっても許可が必要になり、当時からもなかなかドライバーさんを見つけないとか、担い手の不足とか、あとは、高齢者の運転時の事故とかリスク、そういったものを勘案して、当時は、調布市内では NPO さんですとか、そういった福祉有償運送と言われるものだが、実施をしていた実績もあり、公社としては一旦事業を終了しようということで、これから高齢者の移動とか、困難地域にお住まいの方をどうするのかというところの課題については、ゆうあいのほうでも、直接的にアプローチするというよりは、そういった課題もあるということで、事業等を整理している」との答弁があった。

評議員より、「もう少し上のところで話し合いを希望する」との意見があり、事務局より、「地域包括でやっている地域ケア会議は、本当にたくさんの方にご参加いただいて、話が盛り上がり、移送手段をということで、参加者から声が上がった内容を取り上げたが、地域包括がやっている地域ケア会議自体は、そこに課題が発見されたときに、地域だけの課題なのか、全市的に展開しなければいけない課題なのかということで、次のステップに上げていくために意見をいただいている場ではある。

ただ、国領は足がなくても便利だという一つの結論にもなり、市民循環バスのエリアが削減されてしまったところと比べて、市からも、ここのエリアはよかったねと言われてしまったということで、今回の地域ケア会議の移送手段に対しては、エリア的には課題がなかったというふうになってきている。地域ケア会議は、課題があったときに、ほかのエリアでその課題があるかどうかを市のほうでは揉んでくださる。乗り合いというのは結構難しく、民間の活力を利用するという中でもひっかかる。運送法、白タクの

問題とかで課題は大きいが、違う地域で課題として取り上げられたらと思って上げている。次のステップに上げるので、その部分は安心してほしい」との答弁があった。審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 2 号 令和 6 年度収支決算について

事務局より次のように説明があった。

「まず、令和 6 年度に実施した補正予算について、「令和 6 年度補正予算の概要」の項目、「議案名」の号の順番にご説明する。

令和 6 年度収支補正予算第 1 号。本件は、調布市入間町デイサービスぷちぼあん事業において、事業実施時間を除く時間に地元住民へ施設を開放する地域開放支援事業の費用を区分して計上するために予算を補正している。

第 2 号。本件は、食事サービス事業において、厨房内の業務用エアコンが故障し、入れ替えるため、予算を補正している。

第 3 号。本件は、東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を支給するに当たり、予算を補正している。

第 4 号。本件は、ホームページ事業において、公社のホームページをリニューアルすることから、予算を補正している。

第 5 号。本件は、人事管理費において、職員採用に向けた求人広告の掲載費用を支出するため、予算を補正している。

第 6 号。機関紙・広報紙事業において、広報紙の調布全戸ポスティングの費用が高騰したため、予算を補正している。

第 7 号。本件は、デイサービスぷちぼあん受託事業において、エアコン等の老朽化に伴う入れ替え、電気温水器の設置のため、予算を補正している。

第 8 号。本件は、厨房機器の経年劣化に伴い、入れ替えするに当たり、予算を補正している。

第 9 号。本件は、システム管理費において、データ保管の安定性・セキュリティ強化のため、ビジネス用ネットワークハードディスクを導入するに当たり、予算を補正している。

第 10 号。本件は、予算額の不足や制度改正等を踏まえ、具体的には補助金を財源とする事業費人件費と管理費人件費の間で必要な予算の補正などを行っている。」

「次に、令和 6 年度の収支決算についてご説明する。令和 6 年度事業報告及び収支決算〈概要版〉の 8 ページである。」

「1 令和 6 年度収支状況」

「収入総額は 5 億 3,739 万円余、支出総額は 5 億 3,371 万円余となり、当期収支差額は 368 万円余となった。この結果、次期繰越収支差額は 6,929 万円余となる。

続いて、「※1」の収支差額の内訳である。

自主 2 事業の収支については、225 万円余のプラスとなった。これは、訪問介護事業で 388 万円余のプラス、居宅介護支援事業で 162 万円余のマイナスの合計である。なお、居宅介護支援事業であるが、前年度は 462 万円余のマイナスだったので、収支は着実に改善してきている。このほか、その他収入（寄附金、雑収入）であるが、143 万円余の

プラスとなり、法人全体で 368 万円余のプラスとなった。」

「2 令和 6 年度正味財産増減状況」

「経常収益は 5 億 3,503 万円余、経常費用は 5 億 2,568 万円余となり、当期一般正味財産増減額は 934 万円余となった。

続いて、「※2（正味財産増減内訳）」である。

記載のとおり、収支差額、固定資産取得、減価償却費の合計になる。

その結果、一般正味財産期末残高は 1 億 1,037 万円余となり、指定正味財産 3 億円を加えた正味財産期末残高は 4 億 1,037 万円余となる。」

続いて、監事より監査報告があった。

「私たち両監事は、公益財団法人調布ゆうあい福祉公社定款第 24 条及び関連法令に基づき、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度における理事の職務の執行を監査した。その方法及び結果について、次のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

(1) 業務監査については、理事会等に参加し、運営状況を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査した。

(2) 会計監査について、会計帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録の適正性を確認した。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書については、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準並びに関係法令、定款及び会計規程等に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものと認める。」

評議員より、「「1 令和 6 年度収支状況」の中で、※のとおり、自主事業 2 事業がプラスになり、非常に経営努力が見て取れる。とりわけ居宅介護のほうが、前年度 460 万円余マイナスだったところ、300 万円余効果を上げて、現在にある。大変難しい事業の状況だとは思いますが、ぜひご努力いただき、サービス提供者は利用者に寄り添いながらも事業の収支もプラス・マイナス・ゼロを目指して頑張ってもらいたい。」

また、8 ページの「2」で、「(単位：円)」と入っているが、指定正味財産の期首と期末のところに「3 億円」という「円」を入れれば、表題の「(単位：円)」は要らないと思うので、次年度に向けて、そこは工夫をいただければと思う」との意見があった。

審議の結果、原案どおり出席評議員全一致で可決し、承認された。

以上で、本日の案件について全て終了した。